

「新潟市多文化共生基本方針（案）」に対する市民意見募集結果について

1. 意見募集期間

令和7年1月30日（木曜）から令和7年2月28日（金曜）まで

2. 広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・観光・国際交流部 国際課、市政情報室、各区地域課・地域総務課、中央図書館（ほんぽーと）、各出張所にて資料配布

3. ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数： 3名（提出方法：電子メール3名）
- ・意見数：30件
- ・案の修正： 9件

4. 結果公表場所（閉庁日、休館日は除く）

- ・市政情報室（市役所本館1階）
- ・各区役所（設置場所は各区地域課・地域総務課にお問い合わせください。）
- ・観光・国際交流部 国際課（市役所ふるまち庁舎5階）
- ・中央図書館（ほんぽーと）
- ・各出張所

5. 結果公表日

令和7年4月7日（月）

6. その他

いただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部を要約して掲載させていただきました。

7. 問い合わせ先

新潟市 観光・国際交流部 国際課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電話：025-226-1672 FAX：025-225-3255

電子メール：kokusai@city.niigata.lg.jp

「新潟市多文化共生基本方針（案）」パブリックコメント回答

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	目次の下欄	<p>目次の下欄（ことばの定義）</p> <p>※「外国人」の定義⇒「外国籍者」の定義 へ修正</p> <p>以下、文中、</p> <p>・・両親のいずれかが外国人の子・・・⇒・・・両親のいずれかが外国籍者の子・・・ へ修正</p> <p>・・本基本方針においては便宜的に「外国人」・・・⇒・・・本基本方針においては便宜的に「外国籍者」・・・⇒・・・本基本方針においては便宜的に「外国籍者」・・・ へ修正</p> <p>以下、本書案の文中の 外国人 を、全て、 外国籍者 へ修正</p> <p>理由；外国人ということばは、「外人」に通じており、日本国内や新潟市の市民ではない、という意味になります。当事者より、このことばによって疎外感を持つ、という指摘を受けました。</p>	<p>本方針においては、目次の下に記載のとおり、現在の国籍が外国籍である人だけでなく、日本であっても、両親のいずれかが外国人である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがあり、多様な文化的背景を持つ人々を「外国人」と定義しています。本案中の記載については、対象を明確にし、表記のばらつきによる混乱を避けるため、文言を「外国人」に統一しています。</p> <p>「外国人」という言葉については、出入国管理及び難民認定法で定義されるほか、法令や条例、計画などでも広く用いられており、ご指摘の意味は含まれないと認識しています。</p>	無
2	P1（1 新潟市多文化共生基本方針の策定にあたって（1）策定の趣旨）	<p>この基本指針は、国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の理念をもとに、策定されたと思われませんが、なぜ、国のロードマップの3つのビジョン（「安全・安心な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」「個人の尊厳と人権を尊重した社会」）のうち、外国人との共生について、最も本質的な3つ目の「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」についての言及がないのでしょうか。基本方針をかたるのであれば、「個人の尊厳、人権の尊重」がその基本にあるべきだと思います。基本方針の一番に、この点を掲げるべきだと考えます。</p>	<p>人権については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本市の施策すべての根底にあると認識しています。</p> <p>ご意見を踏まえて、（1）の最後の2行を下記のとおり修正します。</p> <p>本方針は、新潟市自治基本条例に基づき、本市の多文化共生の目指すべき姿及び実現に向けた取り組みの方向性を示すものとして策定します。</p>	有
3	P1（1 新潟市多文化共生基本方針の策定にあたって（1）策定の趣旨）	<p>1 新潟市多文化共生基本方針の策定にあたって（1）策定の趣旨</p> <p>全文を改正すべきです。</p> <p>なぜ、新潟市の基本方針なのに、新潟市自身の基本姿勢ではなく、国の施策（基本姿勢）が最初にくるのですか？また、新潟市独自の姿勢も全く感じることもできません。これでは、自治体としての、新潟市としての基本姿勢（基本方針）とは言えません。そして、何よりも、人権に対する真摯な姿勢が全く見られず、本当に遺憾です。人権の尊重が、真っ先に掲げられるべきではないですか？</p> <p>いつも国が国際法上、正しい施策を行うわけではあり</p>	<p>策定の趣旨において、本市を取り巻く現状を説明する意図から、国の施策を最初に記載しており、国の施策をそのまま踏襲するものではありません。</p> <p>人権については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本市の施策すべての根底にあると認識しています。</p> <p>ご意見を踏まえて、（1）の最後の2行を下記のとおり修正します。</p> <p>本方針は、新潟市自治基本条例に基づき、</p>	有

		ませんし、本文 11 行目以降、“本市においても・・・”以降、外国籍者が増加してきたから、政策上、共生推進を行う、という文の中には何の理念も感じることができません。再検討するべきです。	本市の多文化共生の目指すべき姿及び実現に向けた取り組みの方向性を示すものとして策定します。	
4	P1 (1 新潟市多文化共生基本方針の策定にあたって(3)対象期間)	(3)対象期間 本方針の対象期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）までの 3 年間とします。 に修正する。 理由；国際情勢は激しく動いていることから、短い期間での見直しが必要、と思います。	対象期間は本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 と一致させています。なお、本方針を受けて策定するアクションプランについては、本市を取り巻く状況に迅速に対応するため、3 年間の対象期間とする予定です。	無
5	P2 (本方針と新潟市総合計画 2030 の関連性)	P2 本方針における基本理念 ③ 言語や文化の違いを理解し合い、 の次に 人権を尊重し合う中から を挿入する。 理由；(すでに策定済みの総合計画であるとは思いますが、敢えて言わせていただきます。)単に理解しあうだけでは、共生社会の実現には不足であり、人権尊重の理念が必要だからです。	人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。	無
6	P7 (2 基本理念(1)本市の基本理念(目指すべき姿))	P 7 2 基本理念 (1)本市の基本理念 1 行目 “国の動向を受け、”を削除する。 理由；多文化共生社会の実現の理念は、人権尊重を基底にしたもの、と思います。今の国の動向は、国際法からみて、到底、人権尊重の理念に沿ったものとは言い難いので、冒頭から国の政策に従うかのような文言は止めていただきたい、と思います。少なくとも標題は (1)本市の基本理念であり、国の理念ではありません。	国の動向から本市においても外国人の増加が予想されるという意図であり、国の政策に従うという意図で記載しているものではありません。 ご意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 国内の動向を受け、本市においても、外国人数は今後も増加していくことが予想されます。	有
7	P7 (2 基本理念(1)本市の基本理念(目指すべき姿))	P7 2 基本理念 (1)本市の基本理念 の点線枠内の、黒点線枠内 誰もが の次の点線枠内の文を 人権を尊重され個性と能力を發揮しながら とする。 理由；個性や能力を發揮できる社会、心豊かに暮らせる社会 の根底には人権尊重の理念があって、はじめて実現できるのではないのでしょうか。	人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。	無
8	P7 (2 基本理念(1)本市の基本理念(目指すべき姿))	P7 2 基本理念 (1)本市の基本理念 青い点線枠の下 ① 日本人も外国籍者も 1 行目 ・ ・違いを認め、理解し、 の次の “受け入れ”を削除し、“尊重し” を挿入。地域社会の一員として活躍できることを指します。の文中、活躍できる を削除し、生活する とし、地域社会の一員として生活することを指します。 とする。また、その文の次に その根底には誰もが人権を	人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。 ご意見を踏まえて、①の本文を下記のとおり修正します。 すべての市民が、互いの国籍や言語、文化	有

		<p>尊重される理念がなければなりません。を追加する。理由；理解することと受け入れることは同じ意味で重複しており、共生社会実現のためには人権尊重に通ずる積極的なことが必要なため。また、日本人でも外国籍者でも、全ての人が活躍できることは望ましいし、誰もがそう望んでいるが、病気や失業等々によって活躍ができない状態の場合もあり、しかし、そうした人々や状態の時でも、安心して暮らせる社会が必要と思います。案の文のままでは、活躍できる人だけが社会の一員と認められるかのような誤解を与えかねないのではないのでしょうか。最後の追加は、誰もが、というのはどんな人でも、どんな状態の人でも、ということであると思いますし、その上で個性と能力を発揮することができるよう、施策を展開していただければよいわけですが、そのように誰もが心豊かに生活できるのは人権尊重の理念が必要と思うためです。</p>	<p>的背景などの違いを認め、理解し、受け入れ、公正な扱いで不均衡なくそれぞれの個性や能力を発揮できる環境で、地域社会の一員であることを指します。</p>	
9	P7 (2 基本理念(1)本市の基本理念(目指すべき姿)①)	<p>「人権」という語が見られません。「(前略) 公正な扱いで不均衡なくそれぞれの個性や能力を発揮できる環境で、地域社会の一員として活躍できることを指します。」とありますが、活躍する以前に、日本人も外国人も、基本的人権が保障されることが必須だと思います。また、「活躍」するかどうかや、何をもって「活躍」とみなすかは、それこそ、個人の自由です。まずは、「一人の個人として尊重される」ことを目指してほしいです。特に、同②において、「言語や文化の違いにとらわれずに自らの持っている個性と能力を発揮できる環境がある」と謳っているのですから、①に同様の文言を重複させる必要はないと思います。</p>	<p>人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。また、①と②はそれぞれが意味を持っているため、文言の重複とは考えていません。ご意見を踏まえて、①の本文を下記のとおり修正します。</p> <p>すべての市民が、互いの国籍や言語、文化的背景などの違いを認め、理解し、受け入れ、公正な扱いで不均衡なくそれぞれの個性や能力を発揮できる環境で、地域社会の一員であることを指します。</p>	有
10	P7 (2 基本理念(1)本市の基本理念(目指すべき姿)②)	<p>「また日本人と外国人との間の軋轢やトラブルにつながります。」 ⇒断定的な表現は外国人へのよくないイメージとなる可能性があります。「軋轢やトラブルにつながる可能性があります。」がよいと思いました。</p>	<p>ご意見のとおり記載を修正します。</p>	有
11	P8 (2 基本理念(1)本市の基本理念(目指すべき姿)③)	<p>P8 2 基本理念 (1) 本市の基本理念 ③の標題 ・・理解し合い、 の次に 人権を尊重し合う中から を挿入理由；上掲 (No8)</p>	<p>人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。</p>	無
12	P8 (2 基本理	<p>言語や文化の違いを多様性ととらえ、相手の国の文化</p>	<p>ご意見を踏まえて、下記のとおり修正しま</p>	有

	念(1)本市の 基本理念(目 指すべき姿) ③)	を知り交流するとありますが、言語や文化は国と1対1で対応するとは限りません。複数の国籍を持つ外国人も多いです。国という語は不要だと思います。	す。 言語や文化の違いを多様性ととらえ、相手の文化を知り交流することは、自分の文化やその魅力を再発見する機会となり、双方に新しい視点と広い視野をもたらします。	
13	P8(2)基本理 念(1)本市の 基本理念(目 指すべき姿) ③)	P8 2 基本理念 (1)本市の基本理念 ③の 1行目 ・・相手の国の文化をしり・・ を削除し、日本とは異なる言語や文化を知り交流することは・・ とする。 理由;日本は多重国籍を認めていないが、現実にはいくつもの国籍、民族出身の人々がおり、人権上でも新潟市案の文ではことばの使い方に疑問があるため	ご意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 言語や文化の違いを多様性ととらえ、相手の文化を知り交流することは、自分の文化やその魅力を再発見する機会となり、双方に新しい視点と広い視野をもたらします。	有
14	P8(2)基本理 念(1)本市の 基本理念(目 指すべき姿) ③)	「災害時には地域社会の方々と共に助け合い、」 ⇒「共助」とは制度的なサービスによる助け合いを意味する言葉であり、③の内容の文脈からは住民同士の自発的な助け合いを意味する「互助」が適切と思いますが、「地域社会の方々と共に助け合い、」の方がシンプルにわかりやすいと思いました。	ご意見のとおり記載を修正します。	有
15	P8(3)多文化 共生の課題と 推進の方向性 (1)多文化共 生の課題)	P8 3 多文化共生の課題と推進の方向性 (1)多文化共生の課題 一番最後の行 ・・暮らすまちをつくるため の次に 人権尊重の理念への理解等、を挿入する。	人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。	無
16	P8(3)多文化 共生の課題と 推進の方向性 (1)多文化共 生の課題)	市のこれまでの取り組みとして、姉妹都市交流や(公財)新潟市国際交流協会の、日本語講座や外国語による相談窓口について言及がありますが、新潟市教育委員会(学校支援課)でも、長年、各学校に日本語指導者派遣を行っています。なぜ、この重要な事業について、言及がないのでしょうか。他に比べて、予算が少なく、目立たないからでしょうか。 後段に「今後の外国人へのサポートには現在の体制では不十分であり、福祉、教育、経済、防災など多方面からのアプローチが必要となっています。」との文言があり、「教育」における外国人(特に児童生徒)へのサポートが不十分である認識があるのは、大変結構なことだと思います。日本語指導者派遣が、あまり目立たない事業であるなら、非日本語母語の児童にとって、非常に重要な支援事業ですので、今後さらに、力を入れて拡充していただきたいです。	各学校への日本語指導者派遣は長年実施しており、非常に重要と認識しています。現在、多文化共生アクションプランを策定するため、教育委員会をはじめ各所属を構成員とするワーキング会議を立ち上げ、全庁一体となって検討しているところです。ご意見につきましては、多文化共生アクションプランにおいて検討させていただきます。	無
17	P9((2)推進の 方向性として	3段落目の「日本人への取り組み」の視点では、「やさしい日本語の普及、異文化理解の促進などの意識啓発	「新潟市自治基本条例」の中で「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を掲げ、差	無

	の 2 つの視点)	を図ることが必要です。」とありますが、これ以前に、「ハイトスピーチ等の人権侵害について、市は断固として反対している」という姿勢を明確にすべきではないでしょうか。また、市民に向けても、改めて、外国人の人権も、日本人と同様に守られるべきことを啓発する必要があると思います。学校における外国人児童に対するいじめも、皆無ではありません。大人の社会（職場での外国人いじめや、待遇の不平等）も同様だと思います。「相互理解」は、相互の人権を認めるところからしか生まれません。こうした指針で繰り返し啓発せず、「おもいやり」とか、「お気持ち」レベルでは、共生社会はできないと思います。	別のない人権尊重のまちづくりを目指すことをうたっています。また、「新潟市総合計画 2030」において、「人権を尊重する社会の推進」として、市民への人権教育・啓発の推進を掲げています。このように、本市では、市の基本条例と最上位計画に人権尊重を定めており、全ての差別をなくすべく取り組みを進め、「一人ひとりの人権が大切にされるまち」を目指していきます。	
18	P9((2)推進の方向性としての 2 つの視点)	P 9 3 (2) 推進の方向性としての 2 つの視点 上から 8 行目 ・ ・ 両者が歩み寄ることで、相互理解が生まれ、 ・ ・ を削除し、相互理解と人権尊重へつながることが重要であり、 を挿入する。 理由；多文化共生社会には、思いやりや、やさしい気持ちも大切かもしれませんが、そこには、外国籍者も日本人もお互いに理解し合おうとすること、特にお互いに人権を尊重し合おうとすることが基本姿勢になれば、持続可能なものにはなり得ないと思います（新潟市総合計画でも SDG ‘s の視点が掲げられています）。また、現実には、いくら外国籍者の数が増加していると言っても、日本人の数は圧倒的に多数であり、外国籍者への差別、偏見があります。この現実も新潟市においては直視し、人権尊重にねざした多文化共生社会の実現、の意味を込めて、上記、修正を望みます。	人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。	無
19	P9((2)推進の方向性としての 2 つの視点)	P 9 “目指すべき姿” の図 *一番上の標題 ・ ・ “誰もが個性と ・ ・ ・” の先頭を “誰もが、人権を尊重され、個性と能力を ・ ・ ・” とする。 * “外国人への取り組み”、“日本人への取り組み” 双方の “<例>” の一番最初に、“人権尊重の理念への理解をすすめる啓発” を挿入する。 理由：上掲 *同上 図 真ん中の水色の矢印の中、枠 “相互理解” の上に枠 “人権尊重” を挿入する。 理由：上掲 *同上、“日本人への取り組み <例>” の文中、以下を追加 ・市民向け啓発 ・ ・ ・ 外国籍者、異文化への理解、尊重への啓発	人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。 また、母語教育については、今後の施策展開において、ご意見を参考にさせていただきます。	無

		<p>・企業向けの啓発・・・外国籍者を人材として見るだけでなく市民、労働者として人権尊重への啓発</p> <p>*同上、“外国人への取り組み <例>”の文中、以下を追加</p> <p>・日本語教育環境の整備 の下に</p> <p>・母語教育環境の整備への支援 を追加する。</p> <p>理由・・・外国籍者が、異国の地において自身のアイデンティティを保つ保障がされることは、外国籍者にとって個性が尊重され心豊かに暮らせることに繋がり、日本人への異文化理解、尊重への啓発ともなり得るからです。</p>		
20	P10 ((3)施策展開の4つの重点事項)	<p>P10 3 多文化共生の課題と推進の方向性 (3) 施策展開の4つの重点事項</p> <p>*1行目 文中 新潟市では、の次 国の・・・重点事項に基づき、を削除し、人権尊重の理念に基づいた多文化共生社会の実現のため、に置き換える。</p> <p>*上から2～3行目 文中 誰もが の次に 人権を尊重され を挿入する。</p> <p>理由；この方針は、国の方針ではなく、新潟市独自の、新潟市の個性を活かした多文化共生基本方針であるべき、と思います。またその根底には人権尊重の理念があるべき、と考えます。特に、国の外国籍者への施策が国際法にも合致しない方向である現在、国の施策を先頭の全面に置くことは止めていただきたいと思います。</p>	<p>人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。</p> <p>本市の施策を国のロードマップにおける4つの重点項目に分類したもので、国の政策に従うという意図で記載しているものではありません。</p>	無
21	P10 ((3)施策展開の4つの重点事項)	<p>P10 *下から7行目～一番最後の行まで、削除理由；上掲</p>	<p>下から7行目～一番最後の行までは、国のロードマップについて説明しているものです。</p>	無
22	P10 ((3)施策展開の4つの重点事項)	<p>分野4 を 分野1の上に置き、分野1 とする。以下、分野1を、分野2とし、順次、繰り下げる。</p> <p>理由；多文化共生社会の実現には、人権尊重に基づく共生社会の基盤整備が、一番最初に示されるべき、と思います。</p>	<p>分野の数字は優先順位を意味するものではありません。また、多文化共生社会の実現にはすべての分野の取り組みが必要であると認識しています。</p>	無
23	P10 ((3)施策展開の4つの重点事項 分野1 コミュニケーション支援)	<p>「外国人への日本語教育の機会提供と質の向上に取り組むとともに、」とありますが、冒頭の「外国人」を、「外国人および、その子弟」とするか、「外国人および日本語を母語としない児童生徒」にさせていただき、学校教育が積極的に日本語教育支援を行うべきことを明示していただきたいです。</p> <p>また、外国人に対しては、母語の維持も重要です。従って、「外国人および日本語非母語の児童へのさらなる日本語教育の機会提供と質の向上に取り組むとともに、</p>	<p>本方針においては、目次の下に記載のとおり「外国人」を定義し、文言を統一しています。「外国人および、その子弟」、「外国人および日本語を母語としない児童生徒」のいずれも本方針の「外国人」に含まれると認識しています。</p> <p>また、外国人に対する母語の維持に対するご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	無

		彼らの母語・母文化の保護、維持も視野に入れた支援を行う。」というように変更していただきたいです。		
24	P10 ((3)施策展開の4つの重点事項 分野4 共生社会の基盤整備)	分野4 共生社会の基盤整備 1行目の前に 人権尊重に基づき、外国籍者の声を反映しつつ、 を挿入する。 理由;社会基盤整備を行うにも、日本人側や行政からの勝手な思いこみ等による押し付けとならないため。当事者抜きで事をすすめないようにするため。	機をとらえて、外国人の声を聞く機会を設けるよう努めていきます。	無
25	P10 ((3)施策展開の4つの重点事項 分野4 共生社会の基盤整備)	分野4 共生社会の基盤整備 3行目 ・・共生社会実現の前に 人権尊重に根差した を挿入し、人権尊重にねざした多文化共生社会実現に向けた意識を醸成します。	人権の尊重については、新潟市自治基本条例の基本理念であり、本方針の上位計画である新潟市総合計画 2030 でも言及しているとおり、本方針のみならず本市の施策すべての根底にあると認識しています。	無
26	P11(参考資料(1)新潟市外国人との共生社会推進本部設置要綱)	P11 * (設置) 第1条 2行目 文中・・策定及び外国人との の次に 人権尊重に基づいた多文化 を挿入する。 理由;多文化共生推進基本方針自体が、人権尊重の理念に裏付けられたものであるべき、と思います。 * (組織) 第3条 3 に、本部員には必ず外国籍者も充てる。 理由;外国籍者自身のことに関わることです。当事者抜きでことを運んだり、決めたりしないでください。 * (会議) 第5条 1行目は削除し、本部の会議は年1回以上、招集する。とする。 理由;現在は、外国籍者の動向、国の方針、制度は刻々と変化します。日常的にはワーキンググループが対応するかもしれませんが、庁内全体に行き渡らせるためには、年複数回の全体的な会議が必要ではないでしょうか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
27	P12(参考資料(1)新潟市外国人との共生社会推進本部設置要綱)	P12 *(ワーキンググループの設置) 第6条 第1条の目的を達成するため、とありますが、どのような働きをするのか、具体的なイメージがわかりません。もう少し、どのような形態とするのか、具体的な記述が必要ではないでしょうか。自由でオープンに開かれた、様々な外国籍者や関係する日本人が意見やアイデアを出し合える場にしていただけたら、と思います。そのため、様々な生活をしている外国籍者や様々な在留資格の外国籍者を多く参加できるようにしていただきたいです。 理由;多くの外国籍者の声が反映されるようにするため。	第6条はワーキンググループの設置根拠となる条文です。ワーキンググループは、この条文に基づき、新潟市多文化共生基本方針の策定を踏まえて、具体的な施策を検討するために設置するものです。 また、機をとらえて、外国人の声を聞く機会を設けるよう努めていきます。	無

28	P12(参考資料 (1)新潟市外国人との共生 社会推進本部 設置要綱、新潟市多文化共生基本方針策 定有識者会議 名簿)	有識者の中に、外国人が含まれていないようですが、なぜですか。「共生」社会推進本部なのに、なぜでしょうか。女性活躍会議などと称して男性しかメンバーがいないような欺瞞を感じます。 早急に、外国人の有識者をメンバーに加えるべきではないでしょうか。	新潟市多文化共生基本方針策定有識者会議につきましては、日本語教育、福祉、企業といった多文化共生にかかる様々な分野・団体から有識者を選定しました。いずれの委員も日頃から外国人と接し、多文化共生に尽力されており、外国人を取り巻く課題を踏まえて意見をいただいております。	無
29	P12(参考資料 (2)新潟市多文化共生基本 方針策定有識 者会議名簿	P12 * (2)新潟市多文化共生基本方針策定有識者会議 について 外国籍者は、メンバーにいますか？もし、いないのであれば、早急に、メンバーに加えてください。いくら外国籍者に近い関係の方がおられたとしても、やはり、外国籍者の生の声と相違がある場合があります。圧倒的に、外国籍者は弱い立場であり、その声は通りにくいわけですので、外国籍者をメンバーに加え、その声をよく聞き、活かしていただきたいと思います。	新潟市多文化共生基本方針策定有識者会議につきましては、日本語教育、福祉、企業といった多文化共生にかかる様々な分野・団体から有識者を選定しました。いずれの委員も日頃から外国人と接し、多文化共生に尽力されており、外国人を取り巻く課題を踏まえて意見をいただいております。	無
30	その他	*人権尊重にねざした多文化共生社会の実現を、本当にめざしているというのであれば、少なくとも、この方針案に ふりがな をふり、また、多言語で読めるよう、工夫をしていただいて、多くの外国籍市民からもパブリックコメントに応募できるようにするべきではないでしょうか？ *外国籍者から、直接アンケートをとったのは、画期的かもしれませんが、そこまでしていながら、なぜ、国の施策を前面に出して、新潟市独自の方針を打ち出すことができないのですか？ *再度、時間がかかってもいいので、もっと多くの外国籍者の声を直接、聞いていただいて、新潟市の独自の基本方針を再検討していただきたいです。	新潟市多文化共生基本方針については、ホームページに掲載する際に自動翻訳機能を利用できるようにしたほか、概要版（英語、中国語）を作成するなど、多くの方からご意見をいただけるようにしていました。 また、本方針は「新潟市総合計画 2030」おける重点戦略 6「誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」に沿って、本市の多文化共生施策の基本的な方針等を定めるものと位置付けています。	無